

共通

(オンライン申請用)代理申請委任状

委任日 令和 年 月 日

申請者氏名

印\*

住所

電話

\*自署の場合、押印不要

グリーン住宅ポイントの発行申請にあたり、申請手続き(完了報告を含む)について、

代理申請者名を記入してください。※法人の場合は事業者名

に代理申請を委任します。

なお、委任にあたり、自己の申請タイプに対応する下表のポイント発行申請書に付属する同意事項について、私(申請者)が自ら内容を確認し、同意いたしました。

■申請タイプと同意事項

申請タイプ	ポイント発行申請書			
	完了後	同意事項	完了前	同意事項
新築住宅	い-1	A ▶ 2ページ目を確認	い-2	B ▶ 3ページ目を確認
既存住宅の購入	は-1			
リフォーム(戸別)	に-1		に-2	
リフォーム(一括)			ほ-2	
賃貸住宅の建築	ろ-1	C ▶ 4ページ目を確認	ろ-2	D ▶ 5ページ目を確認

◆ 十分ご注意ください

- ☑ ポイントの商品への交換期限は、ポイントの発行から令和4年1月15日(予定)までです。
- ☑ 申請タイプによっては、同一の申請者または同一の住宅について複数回申請がなされた場合、ポイントの発行を受けられないことがあります。
- ☑ 申請者の登録住所が変わった場合、速やかに事務局にご連絡ください。事務局からの重要な通知や交換した商品が届けられないことがあります。
- ☑ ポイントを追加工事に交換する場合、別途「追加工事交換申請書」の作成が必要です。

完了前申請の場合は完了報告が必須です

- ☑ 完了報告が行われな場合、交換済のポイントを取り消します。かかる取り消しにより、事務局は申請者に利用済みのポイントについて返金を求める場合があります。

※詳しくは、ポイント発行申請書に付属する同意事項をご参照ください。

ポイント発行申請書同意事項 (い-1・は-1・に-1)

※必ずお読みください

第1条 グリーン住宅ポイント制度とポイントの発行

グリーン住宅ポイント事業(以下、「本事業」という。)は、「グリーン住宅ポイントによる環境対応等住宅需要喚起対策事業実施要領(令和3年1月28日国住生第554号)以下、「実施要領」という。)に規定する要件(以下、「ポイント発行要件」という。)を満たす、一定の性能を満たす住宅の新築、新築分譲住宅の購入、一定の要件を満たす既存住宅の購入、対象工事を実施するリフォームおよび一定の性能を満たす賃貸住宅の新築(以下、「対象工事等」という。)に対し、グリーン住宅ポイント(以下、「ポイント」という。)の発行を行うものとする。

申請者が、ポイントの発行を受けるためには、「環境対応等住宅需要喚起対策費補助金交付要綱(令和3年1月28日国住生第553号)に基づき国からの補助金の交付を受け本事業の運営を行う事務局(以下、「事務局」という。)に対し、本同意事項に同意の上、所定のポイント発行申請書(以下、「申請書」という。)および所定の添付書類(以下、「申請書併せて(申請書類」という。)を提出することにより、申請しなければなりません。なお、申請者が本事業に係るウェブサイトにおいて提供されるシステム(以下、「申請ポータル」という。)を利用して申請(以下、「オンライン申請」という。)を行う場合には、申請ポータル上で申請書の記載事項と同等の所定の情報を入力の上、添付書類の登録を完了することにより、申請書類を提出したものとみなします。

事務局は、提出された申請書類により、ポイント発行要件を満たすことを確認した場合、申請を承認し、申請書類に記載された、対象工事等に係る住宅(以下、「対象住宅」という。)について、実施要領で定める上限の範囲で所定のポイントを発行します。

第2条 申請とポイント発行

1. 申請者の定義

本同意事項において申請者とは、事務局へ提出された申請書類において申請者として登録された者をいいます。申請者は、申請によって発行されたポイントを得る権利を有し、申請者が申請することができます。ただし、以下に記載された者が申請者になることはできません。

- ①暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成33年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)または暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者、不正の利益を図る目的もしくは第三者に損害を加える目的をもって暴力団もしくは暴力団員を利用している者、資金等の供給もしくは便宜の供与等により直接的あるいは間接的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与している者、または暴力団もしくは暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有している者

- ②過去3カ年度内に国土交通省住宅局所管事業補助金の交付を受けた補助事業者のうち、以下の理由で補助金の返還を求められたことがある者
  - ・補助金交付の条件に違反した場合
  - ・補助事業に関して不正、怠慢、虚偽その他不適当な行為をした場合
  - ・交付の決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部または一部を継続する必要がなくなった場合
  - ・上記のほか、補助金交付の決定内容その他法令、またはこれに基づく大臣の処分が違反した場合

- ③事務局または「環境対応住宅普及促進対策費補助金交付要綱(平成27年2月3日国住生第589号)および「住宅需要変動平準化対策費補助金交付要綱(平成31年2月7日国住生第680号)」に基づき国からの補助金の交付を受け事業の運営をする者およびポイントの発行取消を受け、ポイントに相当する金額の返還を求められたにも関わらずこれに応じなかった者

2. 重複申請の禁止

申請者は、同一の住宅について、ポイント発行要件を満たす(1)注文住宅の新築、(2)新築分譲住宅の購入、(3)既存住宅の購入、(4)リフォーム、(5)賃貸住宅の新築の各タイプを、自己または第三者をして重複して申請することはできません。また、対象住宅のうち、自ら居住する住宅であることを要件としているものについて、自己または第三者をして重複して申請を行うことはできません。

ただし、同一の住宅であっても、ポイント発行要件を満たすリフォームを複数回行う場合、上記(4)のタイプにおける発行ポイント数の上限の範囲内において、複数回の申請を行うことが可能です。なお、ポイント発行に至らない申請を除外します。

3. 債権・ポイントの譲渡禁止

申請者は、本事業の申請を行うことにより発生する国または事務局(以下、「事務局等」という。)もしくは交換商品事業者に対する債権およびポイントに係る一切の権利または地位について、第三者に対して譲渡、移転、または担保に供することはできません。

4. 代理申請の手続き

申請者は、ポイント発行の申請を申請者以外の者に委任することができます。ただし、オンライン申請においては、所定の「(オンライン申請用)代理申請委任状」の提出が必要となります。

申請者から申請の委任を受けた者(以下、「代理申請者」という。)は、申請書類の提出からポイントが発行されるまでの間、当該申請者と同等の義務および責任を負います。また、代理申請者は、ポイントの発行後も、当該申請情報の変更、取り下げおよび無効(第4条第1項)、当該申請について事務局等が行う調査(第4条第2項)およびポイントの取り消しと返還(第4条第4項)に協力を行う義務を負います。

申請者は、代理申請者に申請を委任した場合であっても、当該申請に係る手続きが円滑に完了するよう協力しなければなりません。

5. ポイントの申請期限

ポイント発行の申請書類の提出期限(適式な申請書類が事務局に到達すべき期限を指す。)以下、「申請期限」という。)は、本事業における発行可能なポイント数に達しない時点までとします。申請期限は、予算の執行状況に応じて事務局等が決定し、事務局等のウェブサイト等で公表します。また、申請期限を変更する場合も同様とします。なお、申請期限は、遅くとも令和3年10月31日(予定)までとしますが、予算の執行状況に応じて、それ以前に到来することもあります。

6. 申請の受付・返却の不可

事務局は、申請書類の提出を受けた場合、事務局の審査システムに申請書類に記載された情報(以下、「申請情報」という。)を登録し、受付を行います。ポイント発行要件を満たしているかを含め、当該申請書類の不備・不足を確認し、不備・不足がないときは申請を承認し、申請者に対して発行ポイント等を記載した通知(以下、「ポイント通知」という。)を送付します。

事務局は、ポイント発行要件を満たしていない申請については、申請を無効とし、申請書類を返却(オンライン申請の場合は、申請ポータル上で却下を通知)します。申請書類に不備・不足がある場合、事務局は、申請者等に対して、不備・不足の修正に関する通知または連絡を行う他、申請書類を返却する場合があります。なお、事務局は、当該通知または連絡によって指定する方法および期限に従った不備・不足が修正されない場合、当該申請を無効にすることができます。

事務局は、承認された申請書類およびその他の書類については、いかなる理由があっても返却しません。

7. 申請情報の訂正

事務局は、提出された申請書類により申請書の申告内容が誤った情報であると判断した場合、その誤りについて「事務局による訂正」を行い、当該訂正結果に応じたポイント数を発行する権利を有します。事務局は、訂正した情報について、申請者等に通知を行う義務を負いません。

なお、申請者は、既にポイントの発行された申請に関して、発行されたポイントに誤りがあることが事務局の故意または重大過失に起因する場合を除き、ポイントの追加発行を求めることはできません。

第3条 ポイントの利用

1. ポイントの利用と合算

発行されたポイントは本条に定める商品交換および追加工事交換(以下、総称して「ポイント交換」という。)に利用することができます。

なお、他の申請により発行されたポイントと合算して利用することはできません。ただし、申請者が登録した申請ポータル上の同一アカウント(以下、「申請者アカウント」という。)から複数のオンライン申請が行われた場合を除きます。申請者アカウントから行われた複数のオンライン申請により発行されるポイントは、申請者アカウントにおいて合計して保持することができます。次項に定める商品交換に利用することができます。

2. 商品交換

申請者は、発行されたポイントの一部または全部を、「グリーン住宅ポイント 商品交換ガイドライン」(以下、「ガイドライン」という。)その他、事務局が定める事項に従い、事務局が指定する商品登録を事業者(以下、「交換商品事業者」という。)が提供する商品(以下、「交換商品」という。)と交換(以下、「商品交換」という。)することができます。また、交換商品に関する責任は、全て交換商品事業者が負い、申請者の交換商品に関する紛争・苦情・問い合わせ等は、ガイドラインに従い、交換商品事業者に対して対応を求めるものとします。

3. 追加工事交換

追加工事交換は、申請者、申請者と対象工事等に係る契約を締結した工事施工業者または販売事業者(以下、「契約事業者」という。)が、所定の追加工事交換申請書を作成し、申請時に提出する必要があります。また、申請があつた後、必ず契約事業者が申請者に代わって申請を行わなければならない。

事務局はポイントの発行後、当該「追加工事交換」に利用されたポイント数に相当する金額を契約事業者に支払います。

第4条 その他

1. 申請情報の変更、取り下げおよび無効

申請者等は、申請書類の提出からポイント交換の終了までの間、以下の①～⑤の場合には、速やかに事務局に連絡し、その指示に従わなければならない。

- ①申請を取り下げの場合
  - ②対象申請に係る契約を解除した場合
  - ③申請した追加工事交換(前条第3項)を解除した場合
  - ④当該申請者の住所等の申請情報または対象工事等の仕様その他申請書類に記載事項に変更が生じた場合
  - ⑤当該申請者が自ら破産、民事再生、その他の倒産処理手続の開始の申立てを行なった場合は第三者によってその申立てが行われた場合
- 申請者等が、本項に規定する連絡を怠ったことにより、事務局による申請に係る審査・連絡または交換商品事業者による希望商品の納品ができない場合、事務局は、当該申請およびポイント交換の申込みを無効とする場合があります。

申請情報の変更、申請の取り下げ・無効、ポイント交換の申込みの無効によって生じた申請者等その他の者の損害等に対し、事務局等は、事務局等の故意または重大過失に起因する場合を除き、一切の責任を負いません。

2. 事務局等が行う調査等

事務局等は、本事業の適正な実施を図るため、申請者等に対して、電話による問い合わせや追加書類の提出、対象住宅への立入りを含めた現地確認の調査についての協力を依頼する場合があります。申請者等は、これらの調査等に協力しなければなりません。

3. 申請資格の割奪

事務局等は、申請者等が以下の行為を行うもしくは行おうとした場合、申請者等が申請を取り下げた場合、または調査等によってポイント発行対象とならないことが確認された場合、当該申請者等から受付けた申請を無効とし、既に発行または交換されたポイントであってもその取り消しを行うことができます。また、その場合(申請者等が申請を取り下げた場合を除く。)、当該申請者等の将来における申請の受付を拒否することができる。なお、国の補助事業への申請が制限される場合があります。

- ①虚偽その他の不正な手段によってポイントの発行を受けた、または受けようとした場合
- ②事務局等が行う調査等に協力しなかった場合
- ③対象工事等について国庫補助を財源とする他の補助事業と重複してポイントの発行を受けていた、または受けようとしていた場合
- ④実施要領、事務局等が作成した規約または事務局等が行った告知・発表等において認められていない行為をした場合
- ⑤その他、本同意事項の規定に違反する等、事務局等との信頼関係を損なうと事務局等が判断した場合

4. ポイントの取り消しと返還

事務局は、既に発行または交換されたポイントであっても、前項の規定により「取り消されたポイント数」が、当該申請または当該申請が行われた申請者アカウントの「交換に利用していないポイント数」(契約事業者に対するポイント相当額)の支払いに至っていない「追加工事に利用したポイント数」を含み、既に取り消したまたは失効したポイントを除く。以下同じ。)を超える場合、申請者に対して当該超過するポイントに相当する金額の返還を求めると共に、「交換に利用していないポイント数」をすべて取り消すことができます。事務局は、返還を求めらるるに当たり、返還金額(1ポイント=1円相当で換算)返還期日等が記載された通知(以下、「返還通知」という。)を送付します。返還を求められた申請者は、返還通知に記載された金額を、事務局が指定する期日までに返還しなければなりません。

なお、事務局は、返還を求めらるるに際し、既に交換に利用されたポイントに係る支払いを行った日から返還までの日数に応じて、当該支払金額(その一部を返還する場合におけるその後の期間については、既返還額を控除した額)につき年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を求めることができます。

また、本項に定める金額の返還に係る手数料等の費用は、申請者が負担するものとします。

前項の規定により「取り消されたポイント数」が「交換に利用していないポイント数」と同じまたはこれを下回る場合、事務局は、「交換に利用していないポイント数」から、「取り消されたポイント数」に相当するポイント数を減算することができます。

5. 紛失・盗難

事務局等は、ポイント通知の紛失、盗難等について一切の責任を負わず。また、ポイント通知の紛失、盗難等に起因してポイントが不正に利用されるまたは失効した場合であっても、ポイントまたはポイント通知の再発行を行う義務を負わず。また、当該不正利用または失効に起因して生じた申請者等の損害等について、一切の責任を負いません。

また、事務局または交換商品事業者が郵送・配送する通知や希望商品の運送、紛失、損害等のすべての事故について、事務局等は、一切の責任を負いません。

6. 免責

事務局等は、交換商品事業者、代理申請者またはその他の者と申請者との間に生じたトラブルや損害等について、一切の責任を負いません。また、申請者に対するポイントの発行およびポイント交換について、第三者から異議申立てがあった場合、事務局は、ポイントの発行およびポイント交換を停止することがあります。

また、事務局および事務局から申請受付業務を委託した者が申請書類を受け取る時点(窓口申請においては受領時点、郵送申請においては事務局が定める郵便先)に到着し、事務局が引き取りを行った時点、オンライン申請においては申請者等が申請書類の登録を完了した時点(以下、「引渡時点」という。)以前に生じた申請書類の紛失、郵送等の遅延等の事故について、事務局等は、その一切の責任を負わず、その事故に起因して生じた当該申請者等の損害等に対していかなる義務も負いません。

7. 個人情報の管理

事務局は、本事業の運営に当たり、プライバシーポリシーに従い、申請者等から提供された個人情報について、個人情報データベースとの不正アクセスや個人情報の紛失、破壊、改ざんおよび漏洩等防止に関する適切な措置を行い、また、その見直しを継続して行うことにより、個人情報の保護に努めるものとします。なお、事務局は、本事業を通じて取得した情報を本事業終了から5年間保存し、本事業の目的の範囲内で、国、申請者が選択した希望商品を提供する交換商品事業者、その他ポイント発行およびポイント交換のために当該情報を必要とする第三者(以下、「提供先」という。)に限り提供することができます。なお、提供先は、本事業に係る業務に関連して適用を受ける法令や行政からの指導、協力依頼等が求める期間において、当該情報を保存することができます。

事務局等は、申請者等に関する個人属性について統計的に処理したデータを公表することがあります。この他、事務局等は、本事業を通じて取得した情報について、本事業に関するアンケート調査に利用すること、本条第3項に基づき当該事業に該当した国庫補助の所管先に提供すること、本条第3項③の確認の調査のために国庫補助を財源とする他の補助事業の所管先に提供し、その確認作業を情報の提供先と共同で行うことがあります。

8. 専属的合意管轄裁判所

本事業に起因して、申請者等と事務局等との間に生じた紛争については、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

9. 事業の内容変更・終了

事務局は、国との協議に基づき、本事業を終了、停止または本事業の制度内容の変更を行うことができるものとします。この場合、事務局等は、本事業の終了、停止、または制度内容の変更等によって申請者等に何らかの損害等が生じた場合であっても、当該損害等が事務局等の故意または重大過失に起因するものでない限り、一切の責任を負わないものとします。

10. 本同意事項の変更

事務局が本同意事項を変更するときは、あらかじめ変更の7日前までに、本事業に係るウェブサイトおよびその他の告知物等により、本同意事項の変更をする旨、変更内容および変更の効力発生時期を周知するものとします。ただし、上記に関わらず、当該変更が申請者一般の利益に適合するときは、または緊急の必要がある場合その他やむを得ない事情がある場合には、周知期間を短縮し、または変更の効力発生後速やかに上記の方法において周知することができるものとします。

変更後の本同意事項については、事務局が定めた効力発生時期より、効力を生じるものとします。

グリーン住宅ポイント事務局

2021年3月16日作成

注意事項

- ポイント発行の申請からポイント通知の送付までには一定の手続期間を要します。手続期間は、本事業の実施状況等により変わります。
- 申請者等が引越等により住所を変更した場合、速やかに事務局に対して変更後の住所を通知してください。住所不明等により、希望商品の発送ができない、またはポイントが失効した等の場合であっても、事務局等は、一切の責任を負いません。
- 交換に利用したポイントは、一時所得または不動産所得等として所得税の課税対象となります。
- 20歳未満の方は、ポイントの種類へ交換することはできません。

ポイント発行申請書同意事項 (い-2・に-2・ほ-2)

※必ずお読みください

第1条 グリーン住宅ポイント制度とポイントの発行

グリーン住宅ポイント事業(以下、「本事業」という。)は、「グリーン住宅ポイントによる環境対応等住宅需要喚起対策事業実施要領(令和3年1月28日国住生第554号)以下、「実施要領」という。に規定する要件(以下、「ポイント発行要件」という。)を満たす、一定の性能を満たす住宅の新築、新築分譲住宅の購入、一定の要件を満たす既存住宅の購入、対象工事を実施するリフォームおよび一定の性能を満たす賃貸住宅の新築(以下、「対象工事」という。)に対し、グリーン住宅ポイント(以下、「ポイント」という。)の発行を行うものです。

申請者が、ポイントの発行を受けるためには、「環境対応等住宅需要喚起対策補助金交付要領(令和3年1月28日国住生第553号)に基づき国からの補助金の交付を受け本事業の運営を行う事務局(以下、「事務局」という。)に対し、本同意事項に同意の上、所定のポイント発行申請書(以下、「申請書」という。)および所定の添付書類(以下、「申請書と併せて(申請書類」という。)を提出することにより、申請しなければなりません。なお、申請者が、事務局が本事業に係るウェブサイトにおいて提供するシステム(以下、「申請ポータル」という。)を利用して申請(以下、「オンライン申請」という。)を行う場合には、申請ポータル上で申請書の記載事項と同等の所定の情報を入力した上、添付書類の登録を完了することにより、申請書類を提出したものとみなします。

事務局は、提出された申請書類により、ポイント発行要件を満たすことを確認した場合、申請を承認し、申請書類に記載された、対象工事等に係る住宅(以下、「対象住宅」という。))について、実施要領で定める上限の範囲で所定のポイントを発行します。

第2条 申請とポイント発行

1. 申請者の定義

本同意事項における申請者とは、事務局へ提出された申請書類において申請者として登録された者をいいます。申請者は、申請によって発行されたポイントを含む、第3条の規定に基づき、利用することができます。ただし、以下に記載された者が申請者になることはできません。

- ① 暴行(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成34年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)または暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者、不正の利益を図る目的もしくは第三者に損害を加える目的をもって暴力団員もしくは暴力団員を利用している者、資金等の供給もしくは便宜の供与等により直接的あるいは間接的に暴力団員の維持、運営に協力し、もしくは関与している者、または暴力団員もしくは暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有している者
- ② 過去3カ年度内に国土交通省住宅局所管事業補助金の交付を受けた補助事業者のうち、以下の理由で補助金の返還を求められたことがある者
  - ・補助金交付の条件に違反した場合
  - ・補助事業に関して不正、怠慢、虚偽その他不適当な行為をした場合
  - ・交付の決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部または一部を継続する必要があるなくなった場合
  - ・上記のほか、補助金交付の決定内容その他法令、またはこれに基づく大臣の処分違反した場合

③ 事務局または環境対応住宅普及促進対策補助金交付要領(平成27年2月3日国住生第589号)および「住宅需要喚起型標準化対策補助金交付要領(平成31年2月7日国住生第680号)」に基づき国からの補助金の交付を受け事業の運営をする者よりポイントの発行取消を受け、ポイントに相当する金銭の返還を求められたにも関わらずこれに応じなかった者

2. 重複申請の禁止
申請者は、同一の住宅について、ポイント発行要件を満たす(1)注文住宅の新築、(2)新築分譲住宅の購入、(3)既存住宅の購入、(4)リフォーム、(5)賃貸住宅の新築の各タイプを、自己または第三者をして重複して申請することはできません。また、対象住宅のうち、自ら居住する住宅であることを要件とするものについて、自己または第三者をして重複して申請を行うことはできません。

ただし、同一の住宅であっても、ポイント発行要件を満たすリフォームを複数回行う場合、上記(4)のタイプにおける発行ポイント数の上限の範囲内において、複数回の申請を行うことは可能です。

なお、ポイント発行に至らない申請を除きます。

3. 債権・ポイントの譲渡禁止

申請者は、本事業の申請を行うことにより発生する国または事務局(以下、「事務局等」という。)もしくは交換商品事業者に対する債権およびポイントに係る一切の権利または地位について、第三者に対して譲渡、移転、または担保に供することはできません。

4. 代理申請の手続き

申請者は、ポイント発行の申請を申請者以外の者に委任することができます。ただし、オンライン申請においては、所定の(オンライン申請用)代理申請委任状の提出が必要です。

申請者から申請の委任を受けた者(以下、「代理申請者」という。)は、申請書類の提出からポイントが発行されるまでの間、当該申請者と同等の義務および責任を負います。また、代理申請者は、ポイントの発行後も、当該申請情報の変更、取り下げおよび無効(第4条第1項)、当該申請情報について事務局等が行う調査(第4条第2項)およびポイントの取り消しと返還(第4条第4項)に協力を行う義務を負います。

申請者は、代理申請者に申請を委任した場合であっても、当該申請に係る手続きが円滑に完了するよう協力しなければなりません。

5. ポイントの申請期限

ポイント発行の申請書類の提出期限(適式申請書類が事務局に到達すべき期限を指す。以下、「申請期限」という。)は、本事業における発行可能なポイント数に達しない時点までとします。申請期限は、予算の執行状況に応じて事務局等が決定し、事務局等のウェブサイト等で公表します。また、申請期限を変更する場合も同様とします。なお、申請期限は、遅くとも令和3年10月31日(予定)までですが、予算の執行状況に応じて、それ以前に到来することもあります。

6. 完了前の申請と完了報告

申請者は、対象工事等の完了前に申請を行う場合、対象工事等に係る契約を締結した工事施工者または販売事業者(以下、「契約業者」という。)と共同して申請を行わなければなりません。

申請者および契約業者は、事務局が定める期間(以下、「完了報告期限」という。)までに所定の完了報告書を提出し、ポイントの発行時に申請した対象工事等の完了を報告(以下、「完了報告」という。)しなければなりません。

完了報告期限は、注文住宅の新築および新築分譲住宅の購入の場合、①戸建住宅は令和4年4月30日まで、②階数10以下の共同住宅等は令和4年10月31日まで、③階数11以上の共同住宅等は令和5年4月30日までとします。また、リフォームの場合、①戸建住宅を行うリフォームお

よび共同住宅等を行う耐震改修を伴わないリフォームは令和4年4月30日まで、⑤階数10以下の共同住宅等を行う耐震改修を伴うリフォームは令和4年10月31日まで、⑥階数11以上の共同住宅等を行う耐震改修を伴うリフォームは令和5年4月30日までとします。ただし、ポイント等、第4条第3項に定める追加工事交換に利用する場合、①～⑥に関わらず令和4年1月15日までとします。

7. 完了報告時のポイント確認

完了報告において、申請者または契約事業者は、実際に行われた対象工事等に基づき、所定の基準により算出されるポイント数(以下、「完了時確認ポイント数」という。)を確認し、事務局に報告しなければなりません。報告された完了時確認ポイント数が、当該申請者に対して既に発行されたポイント数を上回る場合、事務局は、当該差分のポイントを取り消した上で、第4条第4項に従い処理します。ただし、報告された完了時確認ポイント数が、当該申請者に対して既に発行されたポイント数を上回る場合でも、事務局は新たにポイントを発行しません。

ポイントが取り消されることにより生じた申請者等および契約事業者その他の者の損害等に対し、事務局等は、事務局等の故意または重大過失に起因する場合を除き、一切の責任を負いません。

8. 申請の受付・返却の不可

事務局は、申請書類の提出を受けた場合、事務局の審査システムに申請書類に記載された情報(以下、「申請情報」という。)を登録し、受付を行います。ポイント発行要件を満たしているかを含め、当該申請書類の不備・不足を確認し、不備・不足がないときは申請を承認し、申請者に対して発行ポイント等に記載された通知(以下、「ポイント通知」という。)を送付します。

事務局は、ポイント発行要件を満たしていない申請については、申請を無効とし、申請書類を返却(オンライン申請の場合は、申請ポータル上で却下を通知)します。申請情報に不備・不足がある場合、事務局は、申請者等に対して、不備・不足の修正に関する通知または連絡を行う他、申請書類を返却する場合があります。なお、事務局は、当該通知または連絡によって指定する方法および期限に従った不備・不足が修正されない場合、当該申請を無効とすることができます。

事務局は、承認された申請書類およびその他の書類については、いかなる理由があっても返却しません。

9. 申請情報の訂正

事務局は、提出された申請書類より申請書の申告内容が誤った情報であると判断した場合、その誤りについて「事務局による訂正」を行い、当該訂正結果に応じたポイント数を発行する権利を有します。事務局は、訂正した情報について、申請者等に通知を行う義務を負いません。

なお、申請者は、既にポイントの発行された申請に関して、発行されたポイント数に誤りがあることが事務局の故意または重大過失に起因する場合を除き、ポイントの追加発行を求めることはできません。

第3条 ポイントの利用

1. ポイントの利用と合算

発行されたポイントは本条に定める商品交換および追加工事交換(以下、総称して「ポイント交換」という。)に利用することができます。なお、他の申請により発行されたポイントと合算して利用することはできません。ただし、申請者が登録した申請ポータル同一アカウント(以下、「申請者アカウント」という。)から複数のオンライン申請が行われた場合を除きます。申請者アカウントから行われた複数のオンライン申請により発行されるポイントは、申請者アカウントにおいて合計して保持することができます。次に定める商品交換に利用することができます。

2. 商品交換

申請者は、発行されたポイントの一部または全部を、「グリーン住宅ポイント 商品交換ガイドライン」(以下、「ガイドライン」という。)その他、事務局が定める事項に従い、事務局が指定する商品に登録する事業者(以下、「交換商品事業者」という。)が提供する商品(以下、「交換商品」という。)と交換(以下、「商品交換」という。)することができます。また、交換商品に関する責任は、全て交換商品事業者が負い、申請者の交換商品に関する紛争・苦情・問い合わせ等は、ガイドラインに従い、交換商品事業者に対して対応を求めるものとします。

3. 追加工事交換

申請者は、発行されたポイントの一部または全部を、対象工事等に追加を行う所定の要件に適合する工事(以下、「追加工事」という。)の費用の一部または全部に充当(1ポイント＝1円相当で換算)することができます。追加工事交換の利用については、申請者と契約事業者が、所定の追加工事交換申請書を作成し、申請時に提出する必要があります。また、申請にあたっては、必ず契約事業者が申請者に代わって申請(完了報告についても同様。)を行わなければなりません。

事務局は完了報告の提出を受けた後、当該追加工事交換に利用されたポイント数に相当する金額について、完了時確認ポイント数の範囲で契約事業者に対し支払います。

第4条 その他

1. 申請情報の変更、取り下げおよび無効

申請者等は、申請情報の提出からポイント交換の終了までの間、以下の①～⑥の場合には、速やかに事務局に連絡し、その指示に従わなければならないものとします。

- ① 申請を取り下げる場合
- ② 対象工事等に係る契約を解除した場合
- ③ 完了報告期限までに完了報告がない場合
- ④ 申請した追加工事交換(前条第3項)を解除した場合
- ⑤ 当該申請者の住所等が申請情報または対象工事等の仕様その他申請書類の記載事項に変更が生じた場合
- ⑥ 当該申請者が自ら破産、民事再生、その他の倒産処理手続の開始の申立てを行なった場合

申請者等が、本条に規定する連絡を怠ったことにより、事務局による申請に関する審査・連絡または交換商品事業者による希望商品の納品ができない場合、事務局は、当該申請およびポイント交換の申込みを無効とする場合があります。

申請情報の変更、申請の取り下げ、無効、ポイント交換の申込みの無効によって生じた申請者等その他の者の損害等に対し、事務局等は、事務局等の故意または重大過失に起因する場合を除き、一切の責任を負いません。

2. 事務局等が行う調査等

事務局等は、本事業の適正な実施を図るため、申請者等に対して、電話による問い合わせや追加書類の提出、対象住宅への立入りを含めた現地確認の調査についての協力を依頼する場合があります。申請者等は、これらの調査等に協力しなければなりません。

3. 申請書類の割棄

事務局等は、申請者等が以下の行為を行うもしくは行おうとした場

合、申請者等が申請を取り下げた場合、または調査等によってポイント発行対象とならないことが確認された場合、当該申請者等から受付した申請を無効とし、既に発行または交換されたポイントであってもその取り消しを行うことができます。また、その場合(申請者等が申請を取り下げた場合を除く。)、当該申請者等の将来における申請の受付を拒否することができるほか、国の補助事業への申請が制限される場合があります。

- ① 虚偽その他の不正な手段によってポイントの発行を受けた、または受けようとした場合
- ② 事務局等が行う調査等に協力しなかった場合
- ③ 対象工事等について国庫補助を財源とする他の補助事業と重複してポイントの発行を受けた、または受けようとした場合
- ④ 実施要領、事務局等が作成した規約または事務局等が行った告知・発表等において認められていない行為をした場合
- ⑤ その他、本同意事項の規定に違反する等、事務局等との信頼関係を損なうと事務局等が判断した場合

4. ポイントの取り消しと返還

事務局は、既に発行または交換されたポイントであっても、前項の規定により「取り消されたポイント数」が、当該申請または当該申請が行われた申請者アカウントとの交換に利用していないポイント数(契約事業者に対するポイント相当額の金銭の支払いに充てない追加工事に利用したポイント数)を含む、既に取り消しまたは失効したポイントを除く、以下同じ。)を返還する場合、申請者に対して当該超過するポイントに相当する金銭の返還を求めると共に、「交換に利用していないポイント数」をすべて取り消すことができます。事務局は、返還を求められたり、返還金額(1ポイント＝1円相当で換算)を返還期日等が記載された通知(以下、「返還通知」という。)を送付します。返還を求められた申請者は、返還通知に記載された金額を、事務局が指定する期日までに返還しなければなりません。

なお、事務局は、返還を求めに際し、既に交換に利用されたポイントに係る支払を行った日から返還までの日数に応じて、当該支払金額(その一部を返還した場合におけるその後の期間については、既返還額を控除した額)につき年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を求めることができます。

また、本項に定める金銭の返還に係る手数料等の費用は、申請者が負担するものとします。

前項の規定により「取り消されたポイント数」が「交換に利用していないポイント数」と同じまたはこれを超える場合、事務局は、「交換に利用していないポイント数」から、「取り消されたポイント数」に相当するポイント数を減算することができます。

5. 紛失・盗難

事務局等は、ポイント通知の紛失、盗難等について一切の責任を負わず。また、ポイント通知の紛失、盗難等に起因してポイントが不正利用されるまたは失効した場合であっても、ポイントまたはポイント通知の再発行を行う義務を負わず。また、当該不正利用または失効に起因して生じる申請者等の損害等について、一切の責任を負いません。

また、事務局または交換商品事業者が郵送・配送する通知や希望商品の遅延、紛失、損害等のすべての事故について、事務局等は、一切の責任を負いません。

6. 免責

事務局等は、交換商品事業者、代理申請者またはその他の者と申請者との間に生じたトラブルや損害等について、一切の責任を負いません。また、申請者に対するポイントの発行およびポイント交換において、第三者から異議申立てがあった場合、事務局は、ポイントの発行およびポイント交換を停止することができます。

また、事務局および事務局から申請受付業務を委託された者が申請書類を受け取る時点(窓口申請においては受領時点、郵送申請においては事務局が定める郵送先に到着し、事務局が引き取りを行った時点、オンライン申請においては申請者等が申請書類の登録を完了した時点)をいう。)以前に生じた申請書類の紛失、郵送等の遅延等の事故について、事務局等は、その一切の責任を負わず。その事故に起因して生じる当該申請者等の損害等に対していかなる義務も負いません。

7. 個人情報等の管理

事務局等は、本事業の運営にあたり、プライバシーポリシーに従い、申請者等から提出された個人情報について、個人情報データベースの不正アクセスや個人情報の紛失、破壊、改ざんおよび漏洩等防止に関する適切な措置を行い、また、その見直しを継続して行うことにより、個人情報の保護に努めるものとします。なお、事務局は、本事業を通じて取得した情報を本事業終了から5年間保存し、本事業の目的の範囲内で、国、申請者が選択した希望事業者を提供する交換商品事業者、その他ポイント発行およびポイント交換のために当該情報が必要となる必要のある第三者(以下、「提供先」という。))に限り提供することができます。なお、提供先は、本事業に係る業務に関連して適用を受ける法令や行政からの指導、協力依頼等が求められる期間において、当該情報を保存することができます。

事務局等は、申請者等に関する個人情報について統計的に処理したデータを公表することができます。この他、事務局等は、本事業を通じて取得した情報について、本事業に関するアンケート調査に利用すること、本条第3項③の確認の調査に国庫補助事業の所管先に対するこの補助事業の所管先へ提供し、その確認作業を情報提供先と共同で行うことがあります。

8. 専属的合意管轄裁判所

本事業に關して、申請者等と事務局等との間に生じた紛争については、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

9. 事業の内容変更・終了

事務局は、国との協議に基づき、本事業を終了、停止または本事業の制度内容の変更を行うことができるものとします。この場合、事務局等は、本事業の終了、停止、または制度内容の変更等によって申請者等何らかの損害等が生じた場合であっても、当該損害等が事務局等の故意または重大過失に起因するものでない限り、一切の責任を負わないものとします。

10. 本同意事項の変更

事務局が本同意事項を変更するときは、あらかじめ変更の7日前までに、本事業に係るウェブサイトおよびその他の告知物等により、本同意事項の変更をする旨、変更内容および変更の効力発生時期を周知するものとします。ただし、上記に開かわらず、当該変更が申請者一般の利益に適合するときは、または緊急の必要がある場合その他やむを得ない事情がある場合には、周知期間を短縮し、または変更の効力発生後速やかに上記の方法において周知することができるものとします。

変更後の本同意事項については、事務局が定めた効力発生時期より、効力を生じるものとします。

グリーン住宅ポイント事務局

2021年3月16日作成

注意事項

- ポイント発行の申請からポイント通知の送付までには一定の手続期間を要します。手続期間は、本事業の実施状況等により変わります。
- 申請者等が引っ越し等により住所を変更した場合、速やかに事務局に対して変更後の住所を通知してください。住所不明等により、希望商品の発送ができない、またはポイントが失効した等の場合であっても、事務局等は、一切の責任を負いません。
- 交換に利用したポイントは、一時所得または不動産所得等として所得税の課税対象となります。
- 20歳未満の方は、ポイントを酒類へ交換することはできません。

ポイント発行申請書同意事項 (3-1)

※必ずお読みください

第1条 グリーン住宅ポイント制度とポイントの発行

グリーン住宅ポイント事業(以下、「本事業」という。)は、「グリーン住宅ポイントによる環境対応等住宅需要喚起対策事業実施要領(令和3年1月28日国住生第554号)(以下、「実施要領」という。))に規定する要件(以下、「ポイント発行要件」という。)を満たす、一定の性能を満たす住宅の新築、新築分譲住宅の購入、一定の要件を満たす既存住宅の購入、対象工事を実施するリフォームおよび一定の性能を満たす賃貸住宅の新築(以下、「対象工事等」という。))に対し、グリーン住宅ポイント(以下、「ポイント」という。)の発行を行うための。

申請者が、ポイントの発行を行うためには、「環境対応等住宅需要喚起対策費補助金交付要綱(令和3年1月28日国住生第554号)」に基づき国からの補助金の交付を受け本事業の運営を行う事務局(以下、「事務局」という。))に対し、本同意事項に同意の上、所定のポイント発行申請書(以下、「申請書」という。))および所定の添付書類(以下、「申請書と併せて(申請書類」という。))を提出することにより、申請しなければなりません。なお、申請者が事務局が本事業に係るウェブサイトにおいて提供するシステム(以下、「申請ポータル」という。))を利用して申請(以下、「オンライン申請」という。))を行う場合には、申請ポータル上で申請書の記載事項と同等の所定の情報を入力の上、添付書類の登録を完了することにより、申請書類を提出したものとみなします。

事務局は、提出された申請書類により、ポイント発行要件を満たすことを確認した場合、申請を承認し、申請書類に記載された、対象工事等に係る住宅(以下、「対象住宅」という。))について、実施要領で定める上限の範囲で所定のポイントを発行します。

第2条 申請とポイント発行

1. 申請者の定義

本同意事項における申請者とは、事務局へ提出された申請書類において申請者として登録された者をいいます。申請者は、申請によって発行されたポイントを得る。第3条の規定に基づき、利用することができます。ただし、以下に記載された者が申請者になることはできません。

- ①暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成33年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。))または暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。))である者、不正の利益を図る目的もしくは第三者に損害を加える目的をもって暴力団もしくは暴力団員を利用している者、資金等の供給もしくは便宜の供与等により直接的あるいは間接的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与している者、または暴力団もしくは暴力団員であることを知らなからこれと社会的に非難されるべき関係を有している者
- ②過去3カ年度内に国土交通省住宅局所管事業補助金の交付を受けた補助事業者のうち、以下の理由で補助金の返還を求められたことがある者
  - ・補助金交付の条件に違反した場合
  - ・補助事業に関して不正、怠慢、虚偽その他不適当な行為をした場合
  - ・交付の決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部または一部を継続する必要がなくなった場合
  - ・上記のほか、補助金交付の決定内容その他法令、またはこれに基づく大臣の処分違反した場合
- ③事務局または「環境対応住宅普及促進対策費補助金交付要綱(平成27年2月3日国住生第589号)」および「住宅需要喚起対策費補助金交付要綱(平成31年2月7日国住生第680号)」に基づき国からの補助金の交付を受け事業の運営をする者よりポイントの発行取消を受け、ポイントに相当する金額の返還を求められたにも関わらずこれに応じなかった者

2. 重複申請の禁止

申請者は、同一の住宅について、ポイント発行要件を満たす(1)注文住宅の新築、(2)新築分譲住宅の購入、(3)既存住宅の購入、(4)リフォーム、(5)賃貸住宅の新築の各タイプを、自己または第三者をして重複して申請することはできません。また、対象住宅のうち、自ら居住する住宅であることを要件としているものについて、自己または第三者をして重複して申請を行うことはできません。ただし、同一の住宅であっても、ポイント発行要件を満たすリフォームを複数回行う場合、上記(4)のタイプにおける発行ポイント数の上限の範囲内において、複数回の申請を行うことは可能です。なお、ポイント発行に至らない申請を除きます。

3. 債権・ポイントの譲渡禁止

申請者は、本事業の申請を行うことにより発生する国または事務局(以下、「事務局等」という。))に対する債権およびポイントに係る一切の権利または地位について、第三者に対して譲渡、移転、または担保に供することはできません。

4. 代理申請の手続き

申請者は、ポイント発行を申請するためには、必ず所定の「追加工事交換申請書」により、対象住宅の建築に係る工事請負契約を締結した工事施工者(以下、「契約事業者」といい、申請書と併せて「申請者等」という。))に、ポイント発行の申請を委任しなければなりません。なお、オンライン申請においては、所定の「(オンライン申請用)代理申請委任状」の提出が必要となります。

申請者から申請の委任を受けた契約事業者は、申請書類の提出からポイントが発行されるまでの間、当該申請者と同等の義務および責任を負います。また、申請者から申請の委任を受けた契約事業者は、ポイントの発行後も、当該申請情報の変更、取り下げおよび無効(第4条第1項)、当該申請について事務局等が行う調査(第4条第2項)およびポイントの取り消しと返還(第4条第4項)に協力を行う義務を負います。申請者は、当該申請に係る手続きが円滑に完了するよう、契約事業者に協力しなければなりません。

5. ポイントの申請期限

ポイント発行の申請書類の提出期限(適式申請書類が事務局に到達すべき期限を指す。)(以下、「申請期」という。))は、本事業における発行可能なポイント数に達しない時点までとなります。申請期限は、予算の執行状況に応じて事務局等が決定し、事務局等のウェブサイト等で公表します。また、申請期限を変更する場合も同様となります。なお、申請期限は、遅くとも令和3年10月31日(予定)までとなりますが、予算の執行状況に応じて、それ以前に到来することもあります。

6. 申請の受付・返却の不可

事務局は、申請書類の提出を受けた場合、事務局の審査システムに申

請書類に記載された情報(以下、「申請情報」という。))を登録し、受付を行います。ポイント発行要件を満たしているかを含め、当該申請書類の不備・不足を確認し、不備・不足がないときは申請を承認し、申請者に対して発行ポイント等を記載した通知(以下、「ポイント通知」という。))を送付します。

事務局は、ポイント発行要件を満たしていない申請については、申請を無効とし、申請書類を返却(オンライン申請の場合は、申請ポータル上で却下)を通知します。申請書類に不備・不足がある場合、事務局は、申請者等に対して、不備・不足の修正に関する通知または連絡を行う他、申請書類を返却する場合があります。なお、事務局は、当該通知または連絡によって指定する方法および期限に従った不備・不足が修正されない場合、当該申請を無効にすることができます。

事務局は、承認された申請書類およびその他の書類については、いかなる理由があっても返却しません。

7. 申請情報の訂正

事務局は、提出された申請書類により申請書の申告内容が誤った情報であると判断した場合、その誤りについて「事務局による訂正」を行い、当該訂正結果に応じたポイント数を発行する権利を負いません。事務局は、訂正した情報について、申請者等に通知を行う義務を負いません。なお、申請者は、既にポイントの発行された申請に関して、発行されたポイント数に誤りがあることが事務局の故意または重大過失に起因する場合を除き、ポイントの追加発行を求めることはできません。

第3条 ポイントの利用

1. ポイントの利用と合算

発行されたポイントは本条第2項に定める追加工事交換にのみ利用することができます。なお、他の申請により発行されたポイントと合算して利用することはできません。

2. 追加工事交換

申請者は、発行されたポイントで、対象工事等に追加して行う所定の要件に適合する工事(以下、「追加工事」という。))の費用の一部または全部に充当(1ポイント=1円相当で換算)するものとします(以下、「追加工事交換」といいます。))。

追加工事交換の利用には、申請者と契約事業者が、所定の追加工事交換申請書を作成し、申請時に提出する必要があります。また、申請にあたっては、必ず契約事業者が申請者に代わって申請を行わなければなりません。

事務局はポイントの発行後、当該「追加工事交換に利用されたポイント数」に相当する金額を契約事業者に支払います。

第4条 その他

1. 申請情報の変更、取り下げおよび無効

申請者等は、申請書類の提出から契約事業者に対する追加工事交換費用の支払いまでの間、以下の①～⑤の場合には、速やかに事務局に連絡し、その指示に従わなければなりません。

- ①申請を取り下げた場合
- ②対象工事等に係る契約を解除した場合
- ③申請した追加工事交換(前条第2項)を解除した場合
- ④当該申請者の住所等の申請情報または対象工事等の仕様その他申請書類の記載事項に変更が生じた場合
- ⑤当該申請者が自ら破産、民事再生、その他の倒産処理手続の開始の申立を行いまたは第三者によってその申立てが行われた場合

申請者等が、本項に規定する連絡を怠ったことにより、事務局による申請に係る審査または連絡ができない場合、申請者等は、当該申請および追加工事交換の申込みを無効とする場合があります。

申請情報の変更、申請の取り下げ、無効、追加工事交換の申込みの無効によって生じた申請者等その他の者の損害等に対し、事務局等は、事務局等の故意または重大過失に起因する場合を除き、一切の責任を負いません。

2. 事務局等が行う調査等

事務局等は、本事業の適正な実施を図るため、申請者等に対して、電話による問い合わせや追加書類の提出、対象住宅への立入りを含む現地確認の調査についての協力を依頼する場合があります。申請者等は、これらの調査等に協力しなければなりません。

3. 申請資格の剥奪

事務局等は、申請者等が以下の行為を行うもしくは行おうとした場合、申請者等が申請を取り下げた場合、または調査等によってポイント発行対象とならないことが確認された場合、当該申請者等から受けた申請を無効とし、既に発行または交換されたポイントであってもその取り消しを行うことができます。また、その場合(申請者等が申請を取り下げた場合を除く。))当該申請者等の将来における申請の受付を拒否することができます。なお、国の補助事業への申請が制限される場合があります。①虚偽その他の不正な手段によってポイントの発行を受けた、または受けようとした場合 ②事務局等が行う調査等に協力しなかった場合 ③対象工事等について国庫補助を財源とする他の補助事業と重複してポイントの発行を受けていた、または受けようとした場合 ④実施要領、事務局等が作成した規約または事務局等が行った告知・発表等において認められていない行為をした場合 ⑤その他、本同意事項の規定に違反する等、事務局等との信頼関係を損なうと事務局等が判断した場合

4. ポイントの取り消しと返還

事務局等は、既に発行または交換されたポイントであっても、前項の規定により「取り消されたポイント数」が、当該申請の契約事業者に対するポイント相当額の金銭の支払いに至っていない追加工事に利用したポイント数(既に取り消しまたは失効したポイントを除く、以下同じ。))を超える場合、申請者に対して当該超過するポイントに相当する金額の返還を求めると共に、契約事業者に対するポイント相当額の金銭の支払いに至っていない「追加工事に利用したポイント数」をすべて取り消すことができます。事務局等は、返還を求めらるるに、返還金額(1ポイント=1円相当で換算)、返還期日等が記載された通知(以下、「返還通知」という。))を送付します。返還を求められた申請者は、返還通知に記載された金額を、事務局が指定する期日までに返還しなければなりません。なお、事務局等は、返還を求める際に、既に交換に利用されたポイント

に係る支払いを行った日から返還までの日数に応じて、当該支払金額(その一部を返還した場合におけるその後の期間については、既返還額を控除した額)につき年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を求めることができます。

また、本項に定める金銭の返還に係る手数料等の費用は、申請者が負担するものとします。

前項の規定により「取り消されたポイント数」が、契約事業者に対するポイント相当額の金銭の支払いに至っていない追加工事に利用したポイント数(既に取り消しまたは失効したポイントを除く、以下同じ。))を超える場合、申請者に対して当該超過するポイントに相当する金額の返還を求めると共に、契約事業者に対するポイント相当額の金銭の支払いに至っていない「追加工事に利用したポイント数」が、「取り消されたポイント数」に相当するポイント数を減算することができます。

5. 紛失・盗難

事務局等は、ポイント通知の紛失、盗難等について一切の責任を負わず、また、ポイント通知の紛失、盗難等に起因してポイントが不正利用されるまたは失効した場合であっても、ポイントまたはポイント通知の再発行を行う義務を負わず、また、当該不正利用または失効に起因して生じる申請者等の損害等について、一切の責任を負いません。

また、事務局が郵送・配送する通知の遅延、紛失、損害等のすべての事故について、事務局等は、一切の責任を負いません。

6. 免費

事務局等は、契約事業者またはその他の者と申請者との間に生じるトラブルや損害等について、一切の責任を負いません。また、申請者に対するポイントの発行および追加工事交換について、第三者から異議申立てがあった場合、事務局は、ポイントの発行および追加工事交換を停止することができます。

また、事務局および事務局から申請受付業務を委託された者が申請書類を受け取る時点(窓口申請においては受領時点、郵送申請においては事務局が定める郵送先に到着し、事務局が引き取りを行った時点、オンライン申請においては申請者等が申請書類の登録を完了した時点を含む。))以前に生じた申請書類の紛失、郵送等の遅延等の事故について、申請者等は、その一切の責任を負わず、その事故に起因して生じる当該申請者等の損害等に対していかなる義務も負いません。

7. 個人情報の管理

事務局は、本事業の運営にあたり、プライバシーポリシーに従い、申請者等から提出された個人情報について、個人情報データベースへの不正アクセスや個人情報の個人、破壊、改ざんおよび漏洩等防止に関する適切な措置を行い、また、その見直しを継続して行うことにより、個人情報の保護に努めるものとします。なお、事務局は、本事業を通じて取得した情報を本事業終了から5年間保存し、本事業の目的の範囲内で、国、その他ポイント発行および追加工事交換のために当該情報を知る必要がある第三者(以下、「提供先」という。))に対して提供を受けることができます。なお、提供先は、本事業に係る業務に関連して適用を受ける法令や行政からの指導、協力依頼等が求められる期間において、当該情報を保存することができます。

事務局等は、申請者等に関する個人属性について統計的に処理したデータを公表することがあります。その他、事務局等は、本事業を通じて取得した情報について、申請者に関するアンケート調査に利用すること、本条第3項柱書に該当した調査に国の補助事業の所管先に提供すること、本条第3項③の確認の調査のために国庫補助を財源とする他の補助事業の所管先に提供し、その確認作業を情報の提供先と共同して行うことがあります。

8. 専属的合意管轄裁判所

本事業に関して、申請者等と事務局等との間に生じた紛争については、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

9. 事業の内容変更・終了

事務局は、国との協議に基づき、本事業を終了、停止または本事業の制度内容の変更を行うことができるものとします。この場合、事務局等は、本事業の終了、停止、または制度内容の変更等によって申請者等に何らかの損害等が生じた場合であっても、当該損害等が事務局等の故意または重大過失に起因するものでない限り、一切の責任を負わないものとします。

10. 本同意事項の変更

事務局が本同意事項を変更するときは、あらかじめ変更の7日前までに、本事業に係るウェブサイトおよびその他の告知物等により、本同意事項の変更をする旨、変更内容および変更の効力発生時期を周知するものとします。ただし、上記に関わらず、当該変更が申請者一般の利益に適合するときは、または緊急の必要がある場合その他やむを得ない事情がある場合には、周知期間を短縮し、または変更の効力発生後速やかに上記の方法において周知することができるものとします。

変更後の本同意事項については、事務局が定めた効力発生時期より、効力を生じるものとします。

グリーン住宅ポイント事務局

2021年3月16日作成

注意事項

- ポイント発行の申請からポイント通知の送付までには一定の手続期間を要します。手続期間は、本事業の実施状況等により変わります。
- 申請者等が引っ越し等により住所を変更した場合、速やかに事務局に対して変更後の住所を通知してください。住所不明等により、申請者等が不利益を受ける場合であっても、事務局等は、一切の責任を負いません。
- 交換に利用したポイントは、一時所得または不動産所得等として所得税の課税対象となります。

ポイント発行申請書同意事項 (3-2)

※必ずお読みください

第1条 グリーン住宅ポイント制度とポイントの発行

グリーン住宅ポイント事業(以下、「本事業」という。))は、「グリーン住宅ポイント」による環境対応等住宅需要喚起対策事業実施要綱(令和3年1月28日国住生第554号)以下、「実施要綱」という。)に規定する要件(以下、「ポイント発行要件」という。))を満たす、一定の性能を満たす住宅の新築、新築分譲住宅の購入、一定の要件を満たす既存住宅の購入、対象工事を実施するリフォームおよび一定の性能を満たす賃貸住宅の新築(以下、「対象工事」という。))に対し、グリーン住宅ポイント(以下、「ポイント」という。))の発行を行うものです。

申請者が、ポイントの発行を受けるためには、「環境対応等住宅需要喚起対策費補助金交付要綱(令和3年1月28日国住生第553号)に基づき国からの補助金の交付を受け本事業の運営を行う事務局(以下、「事務局」という。))に対し、本同意事項に同意の上、所定のポイント発行申請書(以下、「申請書」という。))および所定の添付書類(以下、「申請書と併せて(申請書類」という。))を提出することにより、申請しなければなりません。なお、申請者が、事務局が本事業に係るウェブサイトにおいて提供しているシステム(以下、「申請ポータル」という。))を利用して申請(以下、「オンライン申請」という。))を行う場合においては、申請ポータル上で申請書の記載事項と同等の所定の情報を入力し、添付書類の登録を完了することにより、申請書類を提出したものとみなします。

事務局は、提出された申請書類より、ポイント発行要件を満たすことを確認した場合、申請を承認し、申請書類に記載された、対象工事等に係る住宅(以下、「対象住宅」という。))について、実施要綱で定める上限の範囲で所定のポイントを発行します。

第2条 申請とポイント発行

1. 申請者の定義

本同意事項における申請者とは、事務局へ提出された申請書類において申請者として登録された者をいいます。申請者は、申請によって発行されたポイント、を第3条の規定に基づき、利用することができます。ただし、以下に記載された者が申請者になることはできません。

- ①暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成33年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。))または暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。))である者、不正の利益を図る目的もしくは第三者に損害を加える目的をもって暴力団員もしくは暴力団員を利用している者、資金等の供給もしくは便宜の供与等により直接的あるいは間接的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与している者、または暴力団もしくは暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係者を有している者
②過去3年以内に国土交通省住宅局所管事業補助金の交付を受けた補助事業者のうち、以下の理由で補助金の返還を求められたことがある者
・補助金交付の条件に違反した場合
・補助事業に關して不正、怠慢、虚偽その他不適当な行為をした場合
・交付の決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部または一部を継続する必要がなくなった場合
・上記のほか、補助金交付の決定内容その他法令、またはこれに基づく大臣の処分違反した場合
③事務局または「環境対応住宅普及促進対策費補助金交付要綱(平成27年2月3日国住生第589号)および「住宅需要喚起動向対策費補助金交付要綱(平成31年2月7日国住生第680号)に基づき国からの補助金の交付を受け事業の運営をする者よりポイントの発行取消を受け、ポイントに相当する金銭の返還を求められたにも関わらずこれに反しなかった者

2. 重複申請の禁止

申請者は、同一の住宅について、ポイント発行要件を満たす(1)注文住宅の新築、(2)新築分譲住宅の購入、(3)既存住宅の購入、(4)リフォーム、(5)賃貸住宅の新築の各タイプを、自己または第三者をして重複して申請することはできません。また、対象住宅のうち、自ら居住する住宅であることを要件としているものについて、自己または第三者をして重複して申請を行うことはできません。

ただし、同一の住宅であっても、ポイント発行要件を満たすリフォームを複数回行う場合、上記(4)のタイプにおける発行ポイント数の上限の範囲内において、複数回の申請を行うことは可能です。

なお、ポイント発行に至らない申請を除きます。

3. 債権・ポイントの譲渡禁止

申請者は、本事業の申請を行うことにより発生する国または事務局(以下、「事務局等」という。))に対する債権およびポイントに係る一切の権利または地位について、第三者に対して譲渡、移転、または担保に供することはできません。

4. 代理申請の手続き

申請者は、ポイント発行を申請するためには、必ず所定の「追加工事交換申請書」により、対象住宅の建築に係る工事請負契約を締結した工務店(以下、「契約事業者」とい)申請者と併せて「申請者等」という。))に、ポイント発行の申請を委任しなければなりません。なお、オンライン申請においては、所定の「オンライン申請用(代理申請委任状)」の提出が必要とす。

申請者から申請の委任を受けた契約事業者は、申請書類の提出からポイントが発行されるまでの間、当該申請者と同等の義務および責任を負います。また、申請者から申請の委任を受けた契約事業者は、ポイントの発行後も、当該申請情報の変更、取り下げおよび無効(第4条第1項)、当該申請について事務局等が行う調査(第4条第2項)およびポイントの取り消しと返還(第4条第4項)に協力を行う義務を負います。

申請者は、当該申請に係る手続きが円滑に完了するよう、契約事業者に協力しなければなりません。

5. ポイントの申請期限

ポイント発行の申請書類の提出期限(適式申請書類が事務局に到達すべき期限を指す。))以下、「申請期限」という。))は、本事業における発行可能なポイント数に達しない時点までとします。申請期限は、予算の執行状況に応じて事務局等が決定し、事務局等のウェブサイト等で公表します。また、申請期限を変更する場合も同様とします。なお、申請期限は、遅くとも令和3年10月31日(予定)までとしますが、予算の執行状況に応じて、それ以前に到来することもあります。

6. 完了前申請と完了報告

対象工事等の完了前に申請を行った場合、契約事業者は、事務局が定める期限(以下、「完了報告期限」という。))までに所定の完了報告書を出し、ポイントの発行時に申請した対象工事等の完了(以下、「完了報告」という。))しなければなりません。

完了報告期限は、令和4年1月15日までとします。

7. 完了報告時のポイント確認

完了報告において、契約事業者は、実際に行われた対象工事等に基づき、所定の基準により算出されるポイント数(以下、「完了時確認ポイント数」という。))を確認し、事務局に報告しなければなりません。報告された完了時確認ポイント数が、当該申請者に対して既に発行されたポイント数を下回る場合、事務局は、当該差分のポイントを取り消した上で、第4条第4項に従い処理します。ただし、報告された完了時確認ポイント数が、当該申請者に対して既に発行されたポイント数を上回る場合でも、事務局は新たにポイントを発行しません。

ポイントが取り消されることによって生じた申請者等およびその他の者の損害等に対し、事務局等は、事務局等の故意または重過失に起因する場合を除き、一切の責任を負いません。

8. 申請の受付・切却の不可

事務局は、申請書類の提出を受けた場合、事務局の審査システムに申請書類に記載された情報(以下、「申請情報」という。))を登録し、受付を行います。ポイント発行要件を満たしているかを含め、当該申請書類の不備・不足を確認し、不備・不足がないときは申請を承認し、申請者に対して発行ポイント等を記載した通知(以下、「ポイント通知」という。))を送付します。

事務局は、ポイント発行要件を満たしていない申請については、申請を無効とし、申請書類を返却(オンライン申請の場合は、申請ポータル上で却下を通知)します。申請書類に不備・不足がある場合、事務局は、申請者等に対して、不備・不足の修正に関する通知または連絡を行う他、申請書類を返却する場合があります。なお、事務局は、当該通知または連絡によって指定する方法および期限に従った不備・不足が修正されない場合、当該申請を無効にすることができます。

事務局は、承認された申請書類およびその他の書類については、いかなる理由があっても返却しません。

9. 申請情報の訂正

事務局は、提出された申請書類より申請書の申告内容が誤った情報であると判断した場合、その誤りについて事務局による訂正を行い、当該訂正結果に応じたポイント数を発行する権利を有します。事務局は、訂正した情報について、申請者等に通知を行う義務を負いません。なお、申請者は、既にポイントの発行された申請に関して、発行されたポイント数が誤りがあることが事務局の故意または重過失に起因する場合を除き、ポイントの追加発行を求めることはできません。

第3条 ポイントの利用

1. ポイントの利用と合算

発行されたポイントは本条第2項に定める追加工事交換にのみ利用することができます。なお、他の申請により発行されたポイントと合算して利用することはできません。

2. 追加工事交換

申請者は、発行されたポイントで、対象工事等に追加して行う所定の要件に適合する工事(以下、「追加工事」という。))の費用の一部または全部に充当(ポイント=1円相当で換算)するものとします(以下、「追加工事交換」といいます。))。追加工事交換の利用には、申請者と契約事業者が、所定の追加工事交換申請書を作成し、申請時に提出する必要があります。また、申請にあたっては、必ず契約事業者が申請者に代わって申請を行わなければならない。

事務局は、契約事業者から完了報告の提出を受けた後、当該「追加工事交換に利用されたポイント数」に相当する金額について、完了時確認ポイント数の範囲で契約事業者に支払います。

第4条 その他

1. 申請情報の変更、取り下げおよび無効

申請者等は、申請書類の提出から契約事業者に対する追加工事交換費用の支払いまでの間、以下の①～⑥の場合には、速やかに事務局に連絡し、その指示に従わなければならない。

- ①申請を取り下げの場合
②対象工事等に係る契約を解除した場合
③完了報告期限までに完了報告ができない場合
④申請した追加工事交換を解除(前条第2項)した場合
⑤当該申請者の住所等の申請情報または対象工事等の仕様その他申請書類に記載事項に変更が生じた場合
⑥当該申請者が自ら破産、民事再生、その他の倒産処理手続の開始の申立を行っていたまたは第三者によってその申立てが行われた場合

申請者等が、本項に規定する連絡を怠ったことにより、事務局による申請に係る審査または連絡ができない場合、事務局は、当該申請および追加工事交換の申込みを無効とすることができます。

申請情報の変更、申請の取り下げ、無効、追加工事交換の申込みの無効によって生じた申請者等その他の者の損害等に対し、事務局等は、事務局等の故意または重過失に起因する場合を除き、一切の責任を負いません。

2. 事務局等が行う調査等

事務局等は、本事業の適正な実施を図るため、申請者等に対して、電話による問い合わせや追加書類の提出、対象住宅への立入りを含む現地確認の調査についての協力を依頼する場合があります。申請者等は、これらの調査等に協力しなければなりません。

3. 申請資格の剥奪

事務局等は、申請者等が以下の行為を行うもしくは行った場合、申請者等は申請を取り下げた場合、または調査等によってポイント発行対象とならないことが確認された場合、当該申請者等から受付けた申請を無効とし、既に発行または交換されたポイントであってもその取り消しを行うことができます。また、その場合(申請者等が申請を取り下げた場合を除く。))当該申請者等の将来における申請の受付を拒否することができるほか、国の補助事業への申請が制限される場合があります。

- ①虚偽その他の不正な手段によってポイントの発行を受けた、または受けようとした場合
②事務局等が行う調査等に協力しなかった場合
③対象工事等について国庫補助を財源とする他の補助事業と重複してポイントの発行を受けていた、または受けようとした場合
④実施要領、事務局等が作成した規約または事務局等が行った告知・発表等において認められない行為をした場合
⑤その他、本同意事項の規定に違反する等、事務局等との信頼関係を損なうと事務局等が判断した場合

4. ポイントの取り消しと返還

事務局は、既に発行または交換されたポイントであっても、前項の規定により「取り消されたポイント数」が、当該申請の契約事業者に対するポイント相当額の金銭の支払いに等しくない追加工事に利用したポイント数(既に「取り消しまたは失効したポイントを除く。以下同じ。))を超える場合、申請者に対して当該超過するポイントに相当する金銭の返還を求めると共に、契約事業者に対するポイント相当額の金銭の支払いに等しくない追加工事に利用したポイント数をすべて取り消すことができます。事務局は、返還を求めるときは、返還金額(1ポイント=1円相当で換算)、返還日等を記載された通知(以下、「返還通知」という。))を送付します。返還を求められた申請者は、返還通知に記載された金額を、事務局が指定する期日までに返還しなければなりません。

なお、事務局は、返還を求めるときは、既に交換に利用されたポイントに係る支払を行った日から返還までの日数に応じて、当該支払金額(その一部を返還した場合におけるその後の期間については、既返還額を控除した額)につき年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を求めることができます。

また、本項に定める金銭の返還に係る手数料等の費用は、申請者が負担するものとします。

前項の規定により「取り消されたポイント数」が、契約事業者に対するポイント相当額の金銭の支払いに等しくない追加工事に利用したポイント数」と同じまたはこれを下回る場合、事務局は、契約事業者に対するポイント相当額の金銭の支払いに等しくない追加工事に利用したポイント数」から、「取り消されたポイント数」に相当するポイント数を減算することができます。

5. 紛失・盗難

事務局等は、ポイント通知の紛失、盗難等について一切の責任を負わず。また、ポイント通知の紛失、盗難等に起因してポイントが不正利用されるまたは失効した場合であっても、ポイントまたはポイント通知の再発行を行う義務を負わず。また、当該不正利用または失効に起因して生じた申請者等の損害等について、一切の責任を負いません。

また、事務局が郵送・配送する通知の遅延、紛失、損害等のすべての事故について、事務局等は、一切の責任を負いません。

6. 免責

事務局等は、契約事業者またはその他の者と申請者との間に生じるトラブルや損害等について、一切の責任を負いません。また、申請者に対するポイントの発行および追加工事交換について、第三者から異議申立てがあった場合、事務局は、ポイントの発行および追加工事交換を停止することができます。

また、事務局および事務局から申請受付業務を委託された者が申請書類を受け取る時点(窓口申請においては受領時点、郵送申請においては事務局が定める郵送先に到着し、事務局が引き取りを行った時点、オンライン申請においては申請者等が申請書類の登録を完了した時点です。以下)以前に生じた申請書類の紛失、郵送等の遅延等の事故について、事務局等は、その一切の責任を負わず、その事故に起因して生じる当該申請者等の損害等に対していかなる義務も負いません。

7. 個人情報管理

事務局は、本事業の運営にあたり、プライバシーポリシーに従い、申請者等から提出された個人情報について、個人情報データベースへの不正アクセスや個人情報情報の紛失、破壊、改ざんおよび漏洩等防止に関する適切な措置を行い、また、その見直しを継続して行うことにより、個人情報の保護に努めるものとします。なお、事務局は、本事業を通じて取得した情報を本事業終了から5年間保存し、本事業の目的の範囲内で、国、その他ポイント発行および追加工事交換のために当該情報を知る必要のある第三者(以下、「提供先」という。))に限って提供を行うことができます。なお、提供先は、本事業に係る業務に関連して適用を受ける法令や行政からの指導、協力依頼等が求められる期間において、当該情報を保存することができます。

事務局等は、申請者等に関する個人属性について統計的に処理したデータを公表することがあります。この他、事務局等は、本事業を通じて取得した情報について、本事業に関するアンケート調査に利用すること、本条第3項柱書に該当した場合に国の補助事業の所管先に提供すること、本条第3項③の確認の調査のために国庫補助を財源とする他の補助事業の所管先へ提供し、その確認作業を国庫補助と共同して行うことがあります。

8. 専断的合意管轄裁判所

本事業に関して、申請者等と事務局等との間に生じた紛争については、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を専断的合意管轄裁判所とします。

9. 事業の内容変更・終了

事務局は、国との協議に基づき、本事業を終了、停止または本事業の制度内容の変更を行うことができるものとします。この場合、事務局等は、本事業の終了、停止、または制度内容の変更等によって申請者等に何らかの損害等が生じた場合であっても、当該損害等が事務局等の故意または重過失に起因するものでない限り、一切の責任を負わないものとします。

10. 本同意事項の変更

事務局が本同意事項を変更するときは、あらかじめ変更の7日前までに、本事業に係るウェブサイトおよびその他の告知物等により、本同意事項の変更をする旨、変更内容および変更の効力発生時期を周知するものとします。ただし、上記に関わらず、当該変更が申請者一般の利益に適合するとき、または緊急の必要がある場合その他やむを得ない事情がある場合には、周知期間を短縮し、または変更の効力発生後速やかに上記の方法において周知することができるものとします。

変更後の本同意事項については、事務局が定める効力発生時期より、効力を生じるものとします。

グリーン住宅ポイント事務局

2021年3月16日作成

注意事項

- ポイント発行の申請からポイント通知の送付までには一定の手続期間を要します。手続期間は、本事業の実施状況等により変わります。
●申請者等が引越越し等により住所を変更した場合、速やかに事務局に対して変更後の住所を通知してください。住所不明等により、申請者等が不利益を受ける場合であっても、事務局等は、一切の責任を負いません。
●交換に利用したポイントは、一時所得または不動産所得等として所得税の課税対象となります。

共通

(オンライン申請用)代理申請委任状

記入見本

委任日 令和 3 年 9 月 1 日

申請者氏名 緑 花子 緑\*

住所 東京都千代田区〇〇町1-2-3 ●●●マンション

電話 03 - 3333 - XXXXX

\*自署の場合、押印不要

グリーン住宅ポイントの発行申請にあたり、申請手続き(完了報告を含む)について、

株式会社 住宅工務店

代理申請者名を記入してください。※法人の場合は事業者名

に代理申請を委任します。

なお、委任にあたり、自己の申請タイプに対応する下表のポイント発行申請書に付属する同意事項について、私(申請者)が自ら内容を確認し、同意いたしました。

■申請タイプと同意事項

申請タイプ	ポイント発行申請書			
	完了後	同意事項	完了前	同意事項
新築住宅	い-1	A ▶ 2ページ目を確認	い-2	B ▶ 3ページ目を確認
既存住宅の購入	は-1			
リフォーム(戸別)	に-1		に-2	
リフォーム(一括)			ほ-2	
賃貸住宅の建築	ろ-1	C ▶ 4ページ目を確認	ろ-2	D ▶ 5ページ目を確認

◆ 十分ご注意ください

- ☑ ポイントの商品への交換期限は、ポイントの発行から令和4年1月15日(予定)までです。
- ☑ 申請タイプによっては、同一の申請者または同一の住宅について複数回申請がなされた場合、ポイントの発行を受けられないことがあります。
- ☑ 申請者の登録住所が変わった場合、速やかに事務局にご連絡ください。事務局からの重要な通知や交換した商品が届けられないことがあります。
- ☑ ポイントを追加工事に交換する場合、別途「追加工事交換申請書」の作成が必要です。

完了前申請の場合は完了報告が必須です

- ☑ 完了報告が行われな場合、交換済のポイントを取り消します。かかる取り消しにより、事務局は申請者に利用済みのポイントについて返金を求める場合があります。

※詳しくは、ポイント発行申請書に付属する同意事項をご参照ください。